






供 覧	議長	副議長	局長	主幹	係長	係
						



様式第6号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和4年 3月10日

袋井市議会議長 戸塚哲夫 様

会 派 名 市民クラブ  
 代 表 者 名 大庭通嘉  
 経 理 責 任 者 名 大庭通嘉

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、次のとおり令和3年度5月～3月分政務活動費の収支報告をいたします。

- 1 収 入 政務活動費 250,002円 (利息2円を含む)  
 2 支 出

項 目	金 額	備 考
1 調 査 研 究 費		
2 研 修 費	25,000円	、 地方議会セミナー
3 広 報 費		
4 広 聴 費		
5 要請・陳情活動費		
6 会 議 費		
7 資 料 作 成 費	60,093円	、 キーボード他
8 資 料 購 入 費		
9 人 件 費		
10 事 務 所 費	44,000円	、 タブレット端末利用負担金
合 計	129,093円	、

3 残 額 120,909円 /

(注)備考欄へ主たる支出の内訳を記載するとともに、関係の領収書等を添付すること。



(様式 4)

## 物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 3年 4月 26日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏 名 大庭通嘉

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費    7 資料作成費 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金 額	20,790 円
支出にかかる内訳	
▶ 品名	タブレット用キーボード
▶ 数量	1
▶ 年月日 等	2021. 4. 26 41,580 × 1/2 = 20,790
購 入 先	株式会社ヤマダデンキ
支 出 年 月 日	令和 3年 4月 26日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

発行日:2021年04月28日

発行元:書籍

管理No.1095-404-0007287

伝票No.1095-404-207953

市民クラブ

書籍

¥41,580 (内消費税 ¥3,780)

但しキーボード

代として、

支払内訳  
カード

¥41,580

10%対象

¥41,580(内消費税 ¥3,780)

上記の金額正に徴収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

3桁の暗証番号  
※お申し込みは  
必ずお電話にて



3138465010 10002 JA  
R 5207953 1:30 外:30 ¥87,800

ブックランド鶴田店

(様式 4)

## 物品購入等支出報告書

令和 3年 4月 26日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏名 大庭通嘉

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費 <u>7 資料作成費</u> 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1,089 円
支出にかかる内訳	
▶ 品名	タブレット用フィルム
▶ 数量	1
▶ 年月日 等	2021. 4. 26 $2,178 \times 1/2 = 1,089$
購 入 先	株式会社ヤマダデンキ
支 出 年 月 日	令和 3年 4月 26日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

発行日:2021年04月28日

令和3年4月

管理No. 1095-404-0007265

伝票No. 1095-404-207951

市民クラブ

左様

¥2,178 (内消費税 ¥198)

但しフィルム

代として

支払内訳  
カード

¥2,178

10%対象

¥2,178(内消費税

¥198)

上記の金額正に領取いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

\*印刷面を内側に折って保管願います。

〒370-0001 群馬県高崎市栄町1-1  
株式会社ヤマダデンキ



81095404207951  
48758004 TRADING  
1095404 10%対象 外注  
¥1,980

ヤマダデンキ  
〒370-0001 群馬県高崎市栄町1-1

(様式 4)

## 物品購入等支出報告書

令和 3年 4月 26日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏名 大庭通嘉

項目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費    7 資料作成費 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金額	7,975 円
支出にかかる内訳	
▶ 品名	タブレット用ペンシル
▶ 数量	1
▶ 年月日 等	2021. 4. 26 15,950 × 1/2 = 7,975
購入先	株式会社ヤマダデンキ
支出年月日	令和 3年 4月 26日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

発行日:2021年04月28日

発行社名:信託

管理№.1095-404-0007288

伝票№.1095-404-207852

市民クラブ

様

¥15,950 (内消費税 ¥1,450)

但しペンシル

代として、

支払内訳  
カード

¥15,950

10%対象

¥15,950(内消費税 ¥1,450)

上記の金額正に徴収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

株式会社ヤマダデンキ  
群馬県高崎市栄町1-1



610954042078528

57384608 WJPC2-JA  
H 955799 1:500 外:10 08 SSS  
¥1,500

チケットランド徳田店



(様式 4)

## 物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 3年 5月3日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏 名 立石泰広

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費    7 資料作成費 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金 額	28,765 円
支出にかかる内訳	
▶ 品名	タブレット用カバー (キーボード付き)、タブレット用ペンシル
▶ 数量	1
▶ 年月日 等	2021.5.3 $57,530 \times 1/2 = 28,765$
購 入 先	株式会社ヤマダデンキ
支 出 年 月 日	令和 3年 5月 3日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

領 収 証

入金先

市民生活

様

No. D 2514667

お支払の内訳

金額			¥	5	7	5	3	0
----	--	--	---	---	---	---	---	---

(内消費税 ¥ 5230 )

但IPAD用カバー, IPAD用ペンシル として

入金日 2021年 5月 3日 上記正に領収いたしました。

内 訳 10%対象 ¥ 57530 (内消費税 ¥ 5230 )

8%対象 ¥ (内消費税 ¥ )

非課税他 ¥

受注日	2021年 5月 3日
伝票番号	0203-405-024370

群馬県高崎市栄町1-1

株式会社ヤマダ



印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

現金	¥ 57530
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
Sクレジット	
その他	( )
ポイント	

(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

(様式 4)

## 物 品 購 入 等 支 出 報 告 書

令和 3年 5月 3日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏 名 立石泰広

項 目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費    7 資料作成費 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金 額	1, 474 円
支出にかかる内訳	
▶ 品名	タブレット用フィルム
▶ 数量	1
▶ 年月日 等	2021. 5. 3 2, 948 × 1/2 = 1, 474
購 入 先	株式会社ヤマダデンキ
支 出 年 月 日	令和 3年 5月 3日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

# 領 収 証

入金先

市民クラブ

様

No. D 2514668

お支払の内訳

現金	2948
カード	
電子マネー	
デビット	
商品券	
クレジット	
その他	
ポイント	

金額	4	2	9	4	8
----	---	---	---	---	---

(内消費税 ¥ 268 )

但 97671106 として

入金日 2021年5月3日 上記正に領収いたしました。

内 訳 10%対象 ¥ 2948 (内消費税 ¥ 268 )

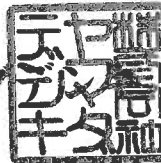
8%対象 ¥ (内消費税 ¥ )

非課税他 ¥

受注日	2021年5月3日
伝票番号	0205-408-024369

群馬県高崎市栄町1-1

株式会社ヤマダ



扱者印



(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。



年	月	日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き残高	備考
1	23-08-20	AF	利息		*6	*6	
2	24-04-20	FF	袋井市会計管		*600,000	*600,006	
3	24-04-25	BA		*600,006		*0	
4	24-08-18	AF	利息		*1	*1	
5	25-04-04	BA		*1		*0	
6	25-05-24	FF	袋井市会計管		*550,000	*550,000	
7	25-05-31	BA		*550,000		*0	
8	25-08-17	AF	利息		*2	*2	
9	26-04-17	BA		*2		*0	
10	26-04-18	FF	袋井市会計管		*600,000	*600,000	
11	26-04-21	BA		*600,000		*0	
12	27-04-20	FF	袋井市会計管		*600,000	*600,000	
13	27-04-21	BA		*600,000		*0	
14	28-04-20	FF	袋井市会計管		*600,000	*600,000	
15	28-04-22	BA		*600,000		*0	
16	03-05-20	FF	フクロイカイカイカ		*550,000	*550,000	
17	03-08-21	AF	利息		*1	*550,001	
18	03-10-22	BA		*300,000		*250,001	
19	04-01-21	BA		*55,239		*194,762	334
20	04-01-21	BA		*29,854		*164,908	334
21	04-02-19	AF	利息		*1	*164,909	
22	04-03-09	BA		*44,000		*120,909	334
23	04-03-29	BA		*120,909		*0	334
24							

●記号の説明

AA, AF.....入金  
 FA, FF.....振込  
 C0, 1, 2, 3, 4...他店券入金  
 TF, TO.....取立  
 BA, BF.....支払

◎他店を支払場所とする証券類を受入れた場合は、お支払い金額欄に「タケ」  
 と表示し、その右側に払戻しのできる予定の日を表示します。  
 なお、お支払可能時刻は、証券類の種類によって異なります。

返納通知書・領収書

発行主管課名	総務係	36003
令和 3年度	一般会計	
科目	款	項
1	1	1
目	節	細目
18	632	1
伝票番号	0026435 - 001	
納入者 住所	袋井市新屋1-1-1	
氏名	市民クラブ 会派長 大庭 通嘉	様
下記の納期限までにお支払い ください。		
令和 年 月 日		
袋井市長 		
納入期限	令和 年 月 日	
納入金額	¥300,000	
納入目的	令和3年度政務活動費（5月～3月分）	
上記のとおり領収しました。		
袋井市指定金融機関等		
納入場所	下記の金融機関の本店又は支店 静岡銀行 遠州中央農業協同組合 スルガ銀行 浜松磐田信用金庫 みずほ銀行 島田掛川信用金庫 清水銀行 静岡県労働金庫	
		領収印付印 (2) 

(納入者用) 静岡県 袋井市



(様式 4)

## 物品購入等支出報告書

令和 3年 11月 2日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ

氏名 立石泰広

項目 (該当項目に○印)	1 調査研究費 2 研修費 3 広報費 4 広聴費 5 要請・陳情活動費 6 会議費 7 資料作成費 8 資料購入費 10 事務所費 (9 人件費は別の任意様式)
金額	25,000 円
支出にかかる内訳 ➤ 品名 ➤ 数量 ➤ 年月日 等	株式会社 地方議会総合研究所によるセミナー 「議員・議会はここまでできる」オンライン研修  2021.11.2
購入先	(株) 地方議会総合研究所
支出年月日	令和 3年 11月 2日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

# 領収証

No. \_\_\_\_\_

2021 年 11 月 2 日

市民クラブ 様

金額

¥25,000

内

消費税等

現金

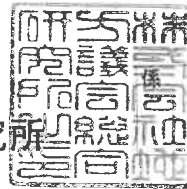
但 11月2日セミナー受講料として  
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011



東京都文京区千石2-34-6






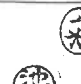
株式会社 地方議会総合研究所





(様式2)

確認	会派代表者	経理責任者
		

供覧	議長	副議長	局長	主幹	係長	係
						

## 調査研究・研修計画書

令和3年10月18日

袋井市議会議員 戸塚哲夫様

会派名 市民クラブ  
氏名 立石 泰広

参加予定議員名	立石 泰広 《計 1名》
期 間	令和3年11月2日(火)～令和3年11月2日(火) 《泊1日》
調査研究研修先	○研修先 ㈱地方議会総合研究所 東京都文京区千石 2-34-6 電話 03-6912-1930  ○受講講座 「議員・議会はここまでできる」 講師 廣瀬 和彦 氏 ※オンライン受講
概算費用	研修費 25,000円

※視察行程表を添付してください。

( 様 式 2 )

## 調査研究・研修の目的及び市政との関連性

(調査研究先・研修先ごとにそれぞれ記入)

### ○研修の目的及び市政との関連性

現状、市議会議員としての経験が浅く、議員・議会の権限に関する知識が乏しい。  
今回の研修受講により、下記の項目を修得し、今後の議員活動に活かしていく。

### ○研修項目

#### 1. 議員ができること

- ①議員の役割とは
- ②議案の提出・修正はどこまでできるか
- ③発言権の範囲と留意点
- ④請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果
- ⑤表決権と棄権の捉え方
- ⑥請願紹介権の制約と問題 等

#### 2. 議会ができること

- ①議会の役割とは
- ②議決権の範囲と活用方法
- ③効果的な選挙権行使
- ④調査権はどこまで認められるか
- ⑤意見書・請願等に議会ができること
- ⑥資格決定・懲罰の判断と留意点 等

以上

同時開催！  
オンラインセミナー

議員・職員のための

# 議員・議会 ～議員・議会の権限を知る～ はここまでできる！

11月2日(火) in 東京



講師：**廣瀬和彦**

【(株)地方議会総合研究所代表取締役  
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

10:00～13:00

**議員**ができること

1. 議員の役割とは
2. 議案の提出・修正はどこまでできるか
3. 発言権の範囲と留意点
4. 請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果
5. 表決権と棄権の捉え方
6. 請願紹介権の制約と問題 等

14:00～17:00

**議会**ができること

1. 議会の役割とは
2. 議決権の範囲と活用手法
3. 効果的な選挙権行使
4. 調査権はどこまで認められるか
5. 意見書・請願等に議会ができること
6. 資格決定・懲罰の判断と留意点 等

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、  
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに  
 をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	
お名前	
貴議会名	
領収書 お宛名	
ご住所	(〒      -      )
TEL	(      )      -
FAX	(      )      -
E-mail	@

11月2日(火) 10:00 ~ 13:00 東京

議員ができること

11月2日(火) 14:00 ~ 17:00 東京

議会ができること

※オンラインによる受講をご希望される方は、  
チェックボックスに をお願いいたします。

オンライン受講

※オンライン受講ご希望の方は必ず Email をご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。

受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒





お問い合わせ・事務局




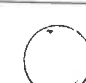


※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6  
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

確認	会派代表者	経理責任者
		

供覧	議長	副議長	局長	主幹	係長	係
						

## 調査研究・研修報告書

令和 3年 11月 30日

袋井市議会議長

様

会派名 市民クラブ  
氏名 立石 泰広

参加議員名	立石 泰広 《計 1名》
期 間	令和 3年 11月 2日 (火) ~令和 3年 11月 2日 (火) 《 泊1日》
調査研究研修先	○研修先 ㈱地方議会総合研究所 東京都文京区千石 2-34-6 電話 03-6912-1930  ○受講講座 「議員・議会はここまでできる」 講師 廣瀬 和彦 氏 ※オンライン受講
考察特記事項	

(様式 3)

調査研修 期 間	令和3年11月2日 ～ 令和3年11月2日	参加者 議員名	立石泰広
-------------	-----------------------------	------------	------

## 調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

研修テーマ 「議員・議会はここまでできる」

(所見)

- ・議員ができること、議会ができることの基本知識を修得することができた。今後、これらの知識を踏まえ、議員活動、議会活動に臨みたい。
- ・また、今回の研修受講を機に、更に知識を修得したいという意欲が湧いた。今後、議員としての能力向上のため、一層自己の研鑽に努めたい。
- ・研修結果の概要は下記の通り。

(研修結果)

### 1. 議員ができること

#### ①議員の役割とは

- ・長だけでは把握しきれない様々な地域における問題・課題を把握し、多様な民意を執行機関に伝え、共通認識を持たせること。
- ・住民の代表として議会の審議において、良心に従い十分な討議を行い、奉仕者として地域全体の公共利益を考えて表決に臨むこと。

#### ②議案の提出・修正はどこまでできるか

- ・相手方のある議案(契約・損害賠償・訴状の提起など)、予算、予算と密接に関係する議案(特別会計設置条例・基金設置条例)の提案権は議員に認められていない。
- ・予算の減額修正は義務費を除いて制約はない。増額修正は予算の趣旨を損なう修正は長の発案権の侵害となる。また、委員会で否決されても本会議で提案できる。

#### ③発言権の範囲と留意点

- ・議員は、議会で誰からも拘束されず自由に発言できるが、無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言など、品位に反する不穏当発言をしてはならない。
- ・発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て、発言を取り消し主旨の変更ができる。また、議長の許可を得て発言の字句の訂正ができる。

#### ④請求権・異議・審査等の申立権の要件と効果

- ・臨時会招集請求は、議員定数の四分の一以上の者から請求できる。また、開議請求権と委員会招集権は議員定数の半数以上の者から請求できる。
- ・議員の資格の有無に関する異議の申立権は、決定のあった日から21日以内に議長に行えば、法的効果を有する。

調査研修 期 間	令和3年11月2日 ～ 令和3年11月2日	参加者 議員名	立石泰広
-------------	-----------------------------	------------	------

## 調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

### ⑤表決権と棄権の捉え方

- ・議長が宣言した問題に対し、議員が賛否の意思を表明する行為を表決という。表決は起立表決を原則とするが、簡易・記名投票・無記名投票表決の採用も可能。
- ・法令(地方自治法)では棄権は規定されていないが、禁止もされていない。

### ⑥請願紹介権の制約と問題 等

- ・議員には、請願を議会に紹介する権限がある。請願は、請願紹介議員及び市議会会議規則で規定された要件を満たしたものが請願として扱われる。
- ・請願紹介議員は、請願に賛成の立場であること。また、議長が請願の紹介をすることもできる。請願の説明に、請願者本人を呼ぶ例も増えている。

## 2. 議会ができること

### ①議会の役割とは

- ・議会は、議事機関として住民意思を行政に反映させ、意思決定の過程を明らかにする。また、住民代表機関として議会の意思が住民意思を反映するとみなす。
- ・立法機関として、団体意思決定議案・機関意思決定議案の提案を行う。また、監視機関として、予算・決算・契約等の審査と一般質問によりチェックする。

### ②議決権の範囲と活用方法

- ・議決権は、議会に付与された意思決定権限であり、法令に15項目の議決項目が制限列挙されている。
- ・条例により、法定受託事務で政令に定めるものを除き、議会の議決すべきものを定めることができる

### ③効果的な選挙権行使

- ・選挙権は、議員の集合的な意思により特定の地位に就くべき者を選び決定する権限。議会の内部組織に関するもの、執行機関の構成員に関するものがある。
- ・議会は、議員中に異議がないときは指名推選の方法を用いることができる。また、得票数が同数の場合、当選者を推薦とした例もある。

調査研修 期 間	令和3年11月2日 ～ 令和3年11月2日	参加者 議員名	立石泰広
-------------	-----------------------------	------------	------

### 調査研究・研修結果及び所見

(参加議員それぞれが記入)

④調査権はどこまで認められるか

- ・議会が有する調査権とは、事務検査権、監査請求権、100条調査権がある。
- ・事務検査権は、事務の管理、議決の執行及び出納を検査できる権限。  
監査請求権は、監査の結果の報告を請求できる権限。
- 100条調査権は、事務に関する調査、選挙人その他の関係人の出頭、証言・記録の提出を請求でき、罰則による担保がある調査権。

⑤意見書・請願等に議会ができること

- ・議会は、公共団体の公益に関する事件につき意見書を行政庁に提出できる。団体の公益に関する事件か否かを議会が判断する必要がある。
- ・請願は、形式・手続きが整っていれば、議長は受理しなければならない。請願をしたために、いかなる差別待遇も受けない。また、請願の説明には参考人として請願者本人に主旨説明させることができる。

⑥資格決定・懲罰の判断と留意点 等

- ・議員の資格決定は、被選挙権を有しない場合及び兼業禁止に該当する場合は、出席議員の三分の二以上で決定できる。
- ・議会は、法令・会議規則・委員会条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。懲罰は、戒告・陳謝・出席停止・除名がある。

以上



(様式 4)

## 物品購入等支出報告書

令和 4年 3月10日

会派代表者 様

会派名 市民クラブ


氏名 大庭通嘉

項目 (該当項目に○印)	1 調査研究費    2 研修費    3 広報費    4 広聴費 5 要請・陳情活動費    6 会議費    7 資料作成費 8 資料購入費    10 事務所費    (9 人件費は別の任意様式)
金額	44,000 円
支出にかかる内訳	タブレット負担金 ①2,000 × 11月 × 2人
▶ 品名	
▶ 数量	2人分
▶ 年月日 等	2022. 3. 10
購入先	袋井市
支出年月日	令和 4年 3月 10日

※裏面に領収書添付

(会派の広報は、発行後議会事務局に1部提出してください。)

## 納入通知書・領収書

発行主管課名	総務係	36003
令和 3年度	1 一般会計	
科目	款	項
	22	5
目	節	細節
	- 2	- 1
		- 1
		- 1
伝票番号	0044942 - 001	
納入者 住所	袋井市新屋 1-1-1	
氏名	市民クラブ 会派代表者 大庭 通嘉 様	
下記の納期限までにお支払い ください。		
令和 年 月 日		
袋井市長 		
納入期限	令和 4年 3月25日	
納入金額	¥44,000	
納入目的	タブレット端末利用議員負担金	
上記のとおり領収しました。		
袋井市指定金融機関等		
納入場所	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p style="font-size: small;">下記の金融機関の本店又は支店                      静岡銀行 遠州中央農業協同組合                      スルガ銀行 浜松磐田信用金庫                      みずほ銀行 島田掛川信用金庫                      清水銀行 静岡県労働金庫</p> </div> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p style="font-size: small;">領収書付印</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">出納済</p> <p style="font-size: large; font-weight: bold;">4. 3. 10</p> <p style="font-size: small;">静岡銀行 袋井</p> </div> </div>	

(納入者用) 静岡県 袋井市

